「ホワイトカラーの労働時間管理」まとめ(司会:寺西 笑子)

参加者:約35名 助言者:櫻井 純理(立命館大学)

- 1. 石川 啓雅(政治経済研究所):技術サービスにおける労働(残業)時間管理の問題点
- 2. 松浦 章 (兵庫県立大学客員研究員): ホワイトカラーの長時間労働と「裁量労働制」
- 3. 渡辺 喜代子 (東京家族の会): 商社の過労死事件における企業の責任と義務

第1報告の石川啓雅さんは、一般的に建設コンサルタントと呼ばれている業種で、主に行政機関からの委託を受けて、道路、ダム、橋、河川など公共事業に関する調査や計画、土木構造物の「建設・土木の調査設計業」を事例にして、そこで働く人々は大変な長時間労働を強いられている。その原因について、技術者不足、価格競争、業務量と工期のアンバランス、顧客サービス業務の対応などをあげられました。対策のひとつに業界は「ノー残業デー」の実施に取り組んでいる。しかし休んだだけ苦しくなるため仕事を持ち帰ったりする。消化しきれない仕事量をどうするのかコントロールする責任は誰にあるのか、明確ではないので対策になっていない。残業せざるを得ない現状を改善するには、一日8時間を前提に作業内容を明確にし、作業量、作業計画、経営の計画をつくっていく仕組みが求められている。労働時間の上限もなく、単純に時間管理になじまないという理由で残業規制や残業に対する支払い義務を取っ払うと、過労死等は増やすだけで業務の改善や効率も損なわれる結果となる。報告をされました。

第2報告の松浦章さんは、安倍内閣がもくろんでいる「高度プロフェッショナル制度」の 導入と「企画業務型裁量労働制」の大幅拡大について、ホワイトカラーの地位が向上し自 律的に働く働き方の改革につながるのかを考えてみたいとし、この制度を先取りしている 損保の保険業界を報告されました。損保ジャパン日本興亜は入社 4 年目以上の総合系、専 門系、技術調査系職員。問題は対象外であるはずの「営業」、「保険金サービス」まで適用 していること、これは労基法違反。社員 27,352 人の 40%以上 6374 人が残業代支払いの対 象外になっている。この人たちは、自律的に自己の裁量で自由に出退勤できるものかどう か。できると考えるほうが非常識である。財界は、経済成長のために長時間労働や非正規 雇用はやむえないという。フランス、ドイツ、長時間労働はないが生産性は日本より上回 っている、働き方も国際基準にすべし。若者が未来に希望を持つために長時間労働の解消 が急務。そのためには、「裁量労働制」の拡大や「高度プロフェッショナル制度」の導入を 許してはならない。

*質疑応答は、「裁量労働制」の仕組みについて活発に論議されました。

第3報告の渡辺喜代子さんは、1995年にご主人(49歳)を伊藤忠商事会社の単身赴任先のマンションで亡くされました。ご主人は入社まもなく新聞社主催のポルトガル語の弁論大会で優勝し副賞の留学をしたがイジメがあり、その経験は活かされることはなかった。後に国内勤務からインド赴任を命じられた。そこで支店長の不正を目の当たりにし内部告発

をしたが、帰国後、その正義は正しく評価されなかった。その後国内に単身赴任し、日本テレコムの仕事で業績をあげ表彰された。そして、オーストラリアへ赴任した。赴任先で粉飾決算があり黒字を装っていたため、裏帳簿の赤字は知らされておらず、巨額の借金を負わされる課長になった。残業は月 100 時間を超え心身の疲労で腰痛に悩まされていた。さらに部下の不祥事があって(国内)宇都宮へ左遷された。赴任先で、デスクは壁に向かってひとつ置かれていた。ご主人は「私は、はめられた」という言葉を遺して投身自殺した。 伊藤忠商事は労災申請しない「念書」にサインをもとめ、死因は「急性心筋梗塞」で公表した。

企業のコンプライアンスがなければ過労死は繰り返される。過労死防止法の調査研究のなかに、職場の嫌がらせやイジメも調査対象にお願いしたい。と報告されました。 *質疑応答は、総合商社の働き方について論議されました。

以上